

神戸市住環境改善支援制度補助金等交付要綱

平成 30 年 10 月 1 日 住宅都市局長決定

令和 2 年 3 月 26 日 都市局長最終改正

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この要綱は、狭小地など単独では市場流通困難な物件を隣地統合することにより、空き家や空き地を解消し、住環境の改善に寄与するため、狭小地または、狭小地の隣地所有者等が行う隣地統合及び住環境改善空地の整備に関する経費について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成 27 年 3 月神戸市規則第 38 号。以下「補助金規則」という。）に定めがあるもののほか、当該補助金の交付等に関して必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 狭小地 平成 30 年 10 月 1 日時点において、面積が 60 平方メートル未満の民有地をいう。ただし、短冊状に分筆されている等、通路として利用している、または利用していたと判断されるものは除く。
- (2) 隣地 狭小地と 2 メートル以上接する民有地をいう。
- (3) 隣地統合 狭小地とその隣地を統合し、一敷地とすることをいう。
- (4) 補助対象費 補助金の交付の対象となる費用をいう。
- (5) 住環境改善空地 地域の住環境改善に寄与する空間として整備された空き地をいう。

第 2 章 隣地統合事業

(補助対象者)

第 3 条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号に掲げる要件を満たす個人または、法人とする。

- (1) 隣地統合後の所有者であること。
- (2) 市税を滞納していないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団および第 6 号に規定する暴力団員でないこと。

(隣地統合の要件)

第 4 条 隣地統合は、次の各号に掲げる要件に該当していなければならない。ただし、市長が特に必要であると認めた場合は、この限りでない。

- (1) 「神戸市密集市街地隣地統合事業補助金交付要綱」に規定する別図に定める区域を除く神戸市内にある土地であること。
- (2) 申請時点において、狭小地と隣地が、それぞれ異なる個人または法人が所有する土地であること。複数人で所有している土地についても、同様とする。

- (3) 相続及び生前贈与による隣地統合でないこと。
- (4) 狭小地または隣地が、申請年度を含む過去3年度の間、この要綱に基づく補助金の対象となっていないこと。
- (5) 隣地統合後、10年間は、統合を解消せず、一体として利用すること。

(補助対象費)

第5条 補助対象費は、補助対象者が行う隣地統合に係る費用のうち、次に掲げる費用とする。ただし、補助対象者が、法人の場合、消費税及び地方消費税に相当する額は含まないこととする。

- (1) 合筆に係る測量及び明示費用
- (2) 登記費用
- (3) 不動産買取に係る仲介手数料

(補助金の額等)

第6条 補助金の額は、前条補助対象費の合計額(千円未満の端数は切り捨て)又は500千円のいずれか低い額とし、予算の範囲内とする。

(交付申請)

第7条 補助事業者は、補助金規則第5条第1項に基づき補助金の交付を申請するときは、狭小地または隣地を取得する前に、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金交付申請書(様式第1号)
- (2) 狭小地及び隣地の所在地、位置関係及び2メートル以上接している状況が分かる書類(位置図、現況写真、現況図等)
- (3) 狭小地及び隣地の所有者が分かる書類(公図および登記事項証明書等)
- (4) 補助対象費の見積書
- (5) 誓約書兼承諾書(様式第1号の2)
- (6) 事務代行届(代理申請の場合)(様式第1号の3)
- (7) その他市長が必要と認める書類

(交付決定等)

第8条 市長は、補助金規則第6条による補助金の交付決定を行うときは、次に掲げる書類により速やかに申請者に通知するものとする。

- (1) 補助金交付決定通知書(様式第2号)
- (2) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、補助金規則第6条第3項による補助金の交付が不相当である旨の通知を行うときは、次に掲げる書類により速やかに申請者に通知するものとする。

- (1) 補助金不交付決定通知書(様式第3号)
- (2) その他市長が必要と認める書類

(補助事業の着手)

第9条 補助事業の着手は、前条第1項による交付決定を受けた日以降でなければならない

い。なお、着手とは、測量及び明示にかかる請負契約締結、および補助事業者と狭小地または隣地所有者との売買契約締結をいう。

(補助事業の変更)

第 10 条 補助事業者は、補助事業の内容に変更が生じた場合は、補助金交付決定内容変更申請書(様式第 4 号)に変更内容を確認できる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、承認することが適当であると認めたときは、その旨を補助金交付決定変更通知書(様式第 5 号)により、補助事業者に通知するものとする。

(補助事業の中止)

第 11 条 補助事業者は、補助事業を中止する場合は、補助事業中止報告書(様式第 6 号)を市長に提出しなければならない。

(実績報告書の提出)

第 12 条 補助事業者は、補助金規則第 15 条に基づき補助事業等の実績を報告しようとするときは、次に掲げる書類を当該補助事業の完了後、速やかに、かつ当該要綱第 8 条第 1 項による補助金交付決定を受けた年度内の 3 月末日までに市長に提出しなければならない。

(1) 補助事業実績報告書(様式第 7 号)

(2) 補助対象経費にかかる契約書、明細書および請求書または領収書の写し

(3) 狭小地または隣地を取得したことを証する書類(売買契約書の写しおよび登記事項証明書等)

(4) その他市長が必要と認める書類

(交付額の確定)

第 13 条 市長は、前条の報告があったときは、当該報告に係る書類の審査等により補助金の交付額の確定を行い、補助金額確定通知書(様式第 8 号)により、速やかに補助事業者に通知するものとする。

2 市長は、確定した補助金の交付額が、補助金の交付決定における交付額と同額である場合は、前項の規定による通知を省略することができる。

(補助金の請求)

第 14 条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金請求書(様式第 9 号)を事業完了後ただちに市長に提出しなければならない。

2 前項の補助金の請求について、事業を請け負った業者に委任することができる。委任する場合は、受領委任状(様式第 10 号)を市長に提出すること。

3 前 2 項の請求を受けたときは、市長は速やかに補助金を補助事業者に支払うものとする。

(交付決定の取消し)

第 15 条 市長は、補助金規則第 19 条による補助金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、速やかに、その旨を補助金交付決定取消通知書（様式第 11 号）により当該補助事業者へ通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて補助金を返還させるものとする。

第 3 章 住環境改善空地の整備事業

（補助対象者）

第 16 条 補助金の交付を受けることができる者は、前章事業の補助を交付された個人または法人とする。

（住環境改善空地の要件）

第 17 条 住環境改善空地は、次の各号に掲げる要件に該当していなければならない。

- (1) 申請時点において、日常一般に公開されていないものであるもの。
- (2) 整備後、10 年間、日常一般に公開され、歩行者が自由に通行または利用できるものであるもの。ただし、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 2 項及び第 43 条の規定により、道路または通路として整備した場合は除く。
- (3) 過去にこの要綱に基づく補助金の対象となっていないこと。

（補助対象費）

第 18 条 補助対象費は、補助対象者が行う空地の整備に係る費用のうち、次に掲げる費用とする。ただし、補助対象者が、法人の場合、消費税及び地方消費税に相当する額は含まないこととする。

- (1) 工事費（側溝を含む通路整備、広場整備、植栽、掲示板）
- (2) (1) に関する設計費
- (3) (1) に関する工事監理費
- (4) その他市長が必要と認める費用

（補助金の額等）

第 19 条 補助金の額は、前条補助対象費の合計額に 2 分の 1 を乗じて得た額（千円未満の端数は切り捨て）又は 5 0 0 千円のいずれか低い額とし、予算の範囲内とする。

（交付申請）

第 20 条 申請者は、補助金規則第 5 条第 1 項に基づき補助金の交付を申請するときは、事業を着手する前に、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金交付申請書（様式第 12 号）
- (2) 位置図、現況写真
- (3) 事業の内容が分かる図面
- (4) 補助対象費の見積書
- (5) 誓約書兼承諾書（様式第 12 号の 2）

(6) 事務代行届（代理申請の場合）（様式第 12 号の 3）

(7) その他市長が必要と認める書類

（交付決定等）

第 21 条 市長は、補助金規則第 6 条による補助金の交付決定を行うときは、次に掲げる書類により速やかに申請者に通知するものとする。

(1) 補助金交付決定通知書（様式第 13 号）

(2) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、補助金規則第 6 条第 3 項による補助金の交付が不相当である旨の通知を行うときは、次に掲げる書類により速やかに申請者に通知するものとする。

(1) 補助金不交付決定通知書（様式第 14 号）

(2) その他市長が必要と認める書類

（補助事業の着手）

第 22 条 補助事業の着手は、前条第 1 項による交付決定を受けた日以降でなければならぬ。なお、着手とは、補助事業者と補助事業を行う施工業者との請負契約締結をいう。

（補助事業の変更）

第 23 条 補助事業者は、補助事業の内容に変更が生じた場合は、補助金交付決定内容変更申請書（様式第 15 号）に変更内容を確認できる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、承認することが適当であると認めたときは、その旨を補助金交付決定変更通知書（様式第 16 号）により、補助事業者に通知するものとする。

（補助事業の中止）

第 24 条 補助事業者は、補助事業を中止する場合は、補助事業中止報告書（様式第 17 号）を市長に提出しなければならない。

（実績報告書の提出）

第 25 条 補助事業者は、補助金規則第 15 条に基づき補助事業等の実績を報告しようとするときは、次に掲げる書類を当該補助事業の完了後、速やかに、かつ当該要綱第 21 条第 1 項による補助金交付決定を受けた年度内の 3 月末日までに市長に提出しなければならない。

(1) 補助事業実績報告書（様式第 18 号）

(2) 補助対象経費にかかる契約書、明細書および請求書または領収書の写し

(3) 完成後の写真

(4) その他市長が必要と認める書類

（交付額の確定）

第 26 条 市長は、前条の報告があったときは、当該報告に係る書類の審査等により補助金の交付額の確定を行い、補助金額確定通知書（様式第 19 号）により、速やかに補助事業

者に通知するものとする。

- 2 市長は、確定した補助金の交付額が、補助金の交付決定における交付額と同額である場合は、前項の規定による通知を省略することができる。

(補助金の請求)

第 27 条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金請求書（様式第 20 号）を事業完了後ただちに市長に提出しなければならない。

- 2 前項の補助金の請求について、工事を請け負った業者に委任することができる。委任をする場合は、受領委任状（様式第 21 号）を市長に提出すること。

- 3 前 2 項の請求を受けたときは、市長は速やかに補助金を補助事業者に支払うものとする。

(交付決定の取消し)

第 28 条 市長は、補助金規則第 19 条による補助金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、速やかに、その旨を補助金交付決定取消通知書（様式第 22 号）により当該補助事業者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて補助金を返還させるものとする。

(業務の委託)

第 29 条 市長は、補助金交付に係る業務の一部を外郭団体等に委託することができる。

(その他)

第 30 条 この要綱に定めるもののほか、補助に関し必要な事項は別に定めるものとする。

付 則

(施行期日)

この要綱は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、令和元年 9 月 1 日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

様式集

第2章 隣地統合事業

種 類	関係条文	様 式
補助金交付申請書	要綱第7条	様式第1号
誓約書兼承諾書	要綱第7条	様式第1号の2
事務代行届	要綱第7条	様式第1号の3
補助金交付決定通知書	要綱第8条 第1項	様式第2号
補助金不交付決定通知書	要綱第8条 第2項	様式第3号
補助金交付決定内容変更申請書	要綱第10条 第1項	様式第4号
補助金交付決定変更通知書	要綱第10条 第2項	様式第5号
補助事業中止報告書	要綱第11条	様式第6号
補助事業実績報告書	要綱第12条	様式第7号
補助金額確定通知書	要綱第13条 第1項	様式第8号
補助金請求書	要綱第14条 第1項	様式第9号
受領委任状	要綱第14条 第2項	様式第10号
補助金交付決定取消通知書	要綱第15条 第1項	様式第11号

第3章 住環境改善空地の整備事業

種 類	関係条文	様 式
補助金交付申請書	要綱第20条	様式第12号
誓約書兼承諾書	要綱第20条	様式第12号の2
事務代行届	要綱第20条	様式第12号の3
補助金交付決定通知書	要綱第21条 第1項	様式第13号
補助金不交付決定通知書	要綱第21条 第2項	様式第14号
補助金交付決定内容変更申請書	要綱第23条 第1項	様式第15号
補助金交付決定変更通知書	要綱第23条 第2項	様式第16号
補助事業中止報告書	要綱第24条	様式第17号
補助事業実績報告書	要綱第25条	様式第18号
補助金額確定通知書	要綱第26条 第1項	様式第19号
補助金請求書	要綱第27条 第1項	様式第20号
受領委任状	要綱第27条 第2項	様式第21号
補助金交付決定取消通知書	要綱第28条 第1項	様式第22号